

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	文化会館使用料の減免		
根拠法令 及び条項	蓮田市総合文化会館設置及び管理条例第16条 蓮田市総合文化会館設置及び管理条例施行規則第12条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成28年10月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（即日～15日） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年3月21日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	生涯学習部文化スポーツ課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

蓮田市総合文化会館設置及び管理条例第16条

(使用料の減免)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 市又は教育委員会が主催、共催する行事等に利用するとき。
- (2) 市又は教育委員会が構成員となっている団体が主催する行事等に利用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

2 利用者が、入場料その他これに類するものを徴収するときは、前項の規定は、適用しない。ただし、教育委員会が文化会館の自主事業として利用するときは、この限りでない。

蓮田市総合文化会館設置及び管理条例施行規則第12条

(使用料の減免)

第12条 条例第16条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催する行事等に利用するとき。 全額
- (2) 市又は教育委員会が共催する行事等に利用するとき。 半額
- (3) 市又は教育委員会が構成員となっている団体が主催する行事等に利用するとき。

半額

- (4) 市内の高等学校又は特別支援学校が教育目的の行事等に利用するとき。 半額
- (5) 市内の認定子ども園、幼稚園、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設（市が設置する保育園を除く。）をいう。）及び地域型保育事業を行う者（同条第5項に規定する地域型保育をいう。）が保育目的の行事等に利用するとき。 半額

- (6) 市内の心身障がい者（児）団体が主催する行事等に利用するとき。 半額

- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化会館の設置目的を達成するため、特に必要と認めるとき。 教育委員会がその都度認める額

2 条例第16条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、第3条第1項に規定する申請書を提出する際、様式第6号の蓮田市総合文化会館使用料減額・免除申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、様式第7号の蓮田市総合文化会館使用料減額・免除決定通知書により申請した者に通知するものとする。